

# 令和4年度 大洲市運送事業者等 燃油高騰対策支援金 申請要領



## 概要

### 1. 趣旨

燃油価格の高騰により、影響を受けている運送事業者等に対し、経営の安定化及び事業活動の継続を図るため、支援金を支給します。

### 2. 支給額

支給額は支給対象車両の種別に応じ、台数に1台当たりの単価を乗じて得た額となります。

申請期限  
令和5年1月31日(火)

支給対象事業	支給対象車両の種別	1台あたりの単価	備考
貨物自動車運送業 (一般貨物自動車運送事業 ・特定貨物自動車運送事業 ・貨物軽自動車運送事業)	普通自動車 (100・800 ナンバー)	26,000 円 (21,000 円)	(一社)愛媛県トラック協会が実施した支援金事業の支給決定金額の1/2とする。 ( )は協会未加入事業者の単価。
	小型自動車 (400 ナンバー)	12,500 円 (7,500円)	
	軽自動車	25,000 円	
自動車代行運転業	随伴用自動車	25,000 円	定額

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※支給対象車両の種別は、道路運送車両法の規定によるものとします。

※霊柩運送事業、被けん引車は除きます。

## 支給要件

### 1. 支給要件

令和4年4月1日時点で、市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を開始していた法人又は個人事業主であって、支給対象車両を有し、引き続き市内で事業を継続する意思があり、以下のいずれかを満たすものが対象となります。

いずれかにが入るか確認してください。

<input type="checkbox"/>	A (一社)愛媛県トラック協会が実施する「令和4年度愛媛県燃油価格高騰対策支援金事業」(令和4年10月31日申込受付終了)の支給決定を受けている
<input type="checkbox"/>	B 貨物軽自動車運送業を営み、市内に本社又は主たる事業所を有している
<input type="checkbox"/>	C 自動車代行運転業を営み、市内に本社又は主たる事業所を有している

支給対象車両は、自動車検査証に関する以下の全てを満たすものが対象となります。

全てにが入るか確認してください。

<input type="checkbox"/>	使用者の住所が市内となっている
<input type="checkbox"/>	有効期間の満了する日が令和4年6月30日以降になっている

### 2. 支給対象外

以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- (1) 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等である事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(同法同項第1号に規定する料理店及び同項第5号に規定する営業のうちゲームセンターを除く。)及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同項第13号に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体、宗教上の組織又は団体
- (4) 法令等に基づく必要な許認可等を受けていない事業者
- (5) 納期の到来した市税(国民健康保険税を含む)に滞納がある事業者
- (6) (1)から(5)までに掲げる事業者のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する事業者

### 【主たる事業所の判断方法】

原則として、売上が一番大きい事業所(店舗)の所在地が大洲市内にあるかどうかで判断します。市外も含め2事業所(店舗)以上有する場合は、市内の事業所(店舗)の売上合計と、市外の事業所(店舗)の売上合計とを比較し、大洲市内の売上合計が大きいかどうかで判断します。

#### ○ 1事業所(店舗)のみの場合

ケース	概 要	判定
【個人事業主】 個人事業主の住所地が <b>市内</b> で、 事業所(店舗)所在地も <b>市内</b> の場合  【法人】 事業所(店舗)所在地が <b>市内</b> の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大洲市</div>  <p>事業所(店舗)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">市外</div>  <p>自宅</p> </div> </div>	対象
【個人事業主】 個人事業主の住所地が <b>市外</b> で、 事業所(店舗)所在地が <b>市内</b> の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大洲市</div>  </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">市外</div>  </div> </div>	対象
【個人事業主】 個人事業主の住所地が <b>市内</b> で、 事業所(店舗)所在地が <b>市外</b> の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大洲市</div>  </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">市外</div>  </div> </div>	対象外

#### ○ 2事業所(店舗)以上の場合(個人事業主の住所地の考え方は、1事業者(店舗)のみの場合と同様)

ケース	概 要	判定
【個人事業主・法人】 すべての事業所(店舗) 所在地が <b>市内</b> の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大洲市</div>   </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">市外</div> </div> </div>	対象
【個人事業主・法人】 1番売上の大きい事業 所(店舗)所在地が <b>市内</b> の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大洲市</div>  <p>売上 1,000万円 (一番大きい)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">市外</div>  <p>売上 500万円</p> </div> </div>	対象
【個人事業主・法人】 1番売上の大きい事業 所(店舗)所在地が <b>市外</b> の場合	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">大洲市</div>  <p>売上 400万円</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">市外</div>  <p>売上 1,000万円 (一番大きい)</p> </div> </div>	対象外

○ 2事業所(店舗)以上の場合(前ページ続き)

ケース	概要	判定			
<p>【個人事業主・法人】 1番売上の大きい事業所(店舗)所在地は市外だが、市内の事業所(店舗)の売上の合計と比較すると、市内の事業所(店舗)の売上の合計の方が大きい場合</p>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"> <div data-bbox="469 277 609 331">大洲市</div>  <p>売上 800万円</p>  <p>売上 1,000万円</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 1,800万円 (合計が大きい)</p> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100px;"></div> </td> <td style="text-align: center;"> <div data-bbox="922 277 1062 331">市外</div>  <p>売上 1,500万円</p> </td> </tr> </table>	<div data-bbox="469 277 609 331">大洲市</div>  <p>売上 800万円</p>  <p>売上 1,000万円</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 1,800万円 (合計が大きい)</p>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100px;"></div>	<div data-bbox="922 277 1062 331">市外</div>  <p>売上 1,500万円</p>	<p>対象</p>
<div data-bbox="469 277 609 331">大洲市</div>  <p>売上 800万円</p>  <p>売上 1,000万円</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 1,800万円 (合計が大きい)</p>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100px;"></div>	<div data-bbox="922 277 1062 331">市外</div>  <p>売上 1,500万円</p>			
<p>【個人事業主・法人】 1番売上の大きい事業所(店舗)所在地は市内だが、市外の事業所(店舗)の売上の合計と比較すると、市外の事業所(店舗)の売上の合計の方が大きい場合</p>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"> <div data-bbox="469 654 609 707">大洲市</div>  <p>売上 900万円</p> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100px;"></div> </td> <td style="text-align: center;"> <div data-bbox="842 654 983 707">市外</div>  <p>売上 600万円</p>  <p>売上 700万円</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 1,300万円 (合計が大きい)</p> </td> </tr> </table>	<div data-bbox="469 654 609 707">大洲市</div>  <p>売上 900万円</p>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100px;"></div>	<div data-bbox="842 654 983 707">市外</div>  <p>売上 600万円</p>  <p>売上 700万円</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 1,300万円 (合計が大きい)</p>	<p>対象外</p>
<div data-bbox="469 654 609 707">大洲市</div>  <p>売上 900万円</p>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 100px;"></div>	<div data-bbox="842 654 983 707">市外</div>  <p>売上 600万円</p>  <p>売上 700万円</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">合計 1,300万円 (合計が大きい)</p>			

**注意** 市内と市外に事業所(店舗)を有し、市内の事業所(店舗)を「主たる事業所(店舗)」とする場合は、根拠資料を提出してください。(提出書類は12ページ参照)

売上(事業収入)について

確定申告書類において事業収入として計上するものを指します(収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません)。また、全事業の売上を対象としてください。なお、雑収入(助成金収入等)や家事消費、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。

## 申請の流れ

### 1. 申請書類

支援金の給付を受けようとする方は、下表に掲げる書類を令和5年1月31日(火)までに大洲市に提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしませんので、申請書等の控えは、お手元に保管していただくようお願いします。

※申請書類の記入や必要書類の準備にあたっては、本申請要領を参照し、記入漏れや添付漏れのないようご注意ください。

申請書類一覧			
No.	書類名等	トラック協会からの支給	
		あり	なし
1	大洲市運送事業者等燃油高騰対策支援給付金支給申請書 (様式第1号)	○	○
	・裏面の誓約事項等を必ず確認してください(記入例は8ページ)		
2	本人確認書類の写し	○	○
	・法人代表者又は個人事業主本人の運転免許証、 マイナンバーカード、パスポート等の書類(例は9ページ) ※本人の顔写真が付いているもの1点を原則とします。ただし、 顔写真付きの身分証明がない場合は、2点必要です。		
3	自動車検査証の写し	○	○
	・支給対象車両の台数分必要です。(例は10ページ)		
4	市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を 開始していることが分かる書類	○	○
	・事業に必要な許可証等(必要書類は10ページ)		
5	(一社)愛媛県トラック協会の該当給付金の支給決定通知書 等の写し(11ページ)	○	×
6	直近1期分の法人税確定申告書別表1の写し(法人)又は 直近1期分の確定申告書第1表の写し(個人)(11ページ)	○	○
7	給付金の振込先口座の通帳の写し	○	○
	・通帳のおモチ面、通帳を開いた1、2ページ目の両方(金融機関 名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の情報 が確認できるページ)の写し(例は11ページ) ・インターネットバンキングの場合は、金融機関名・支店名・預金 種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画 面の写し		

8	市内と市外に事業所(店舗)を有し、市内の事業所等を主たる事業所等とする場合に必要		
	事業所(店舗)の単位で整理した売上台帳等の写し	該当者 のみ	該当者 のみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告の基礎となる書類であって、市内にある事業所等の売上が一番大きいことが分かる「売上台帳」「帳面」等の写し</li> <li>・最近 1 年間分の写しを提出してください(直近の申告年・決算期分でも可)(例は12ページ)</li> </ul>			

## 2. 申請に必要な書類の入手方法

(1)大洲市公式ホームページからのダウンロード

「運送事業者等燃油高騰対策支援給付金」掲載ページ

URL:<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shoukou/50009.html>



(2)申請書類一式の配置窓口

大洲市役所商工産業課・各支所、大洲商工会議所、長浜町商工会、川上商工会

※窓口での配布は平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までの対応です。

## 3. 申請方法

申請書等に記載漏れや、添付書類の漏れがないか確認し、原則郵送にて提出してください。郵便物が大洲市に受領されたか心配な方は、自費により簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

※郵送に係る費用(封筒代・郵送料)については、申請者にてご負担願います。

【郵送先】

〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の 1

大洲市役所商工産業課内 運送事業者等燃油高騰対策支援金担当係 宛

## 4. 申請期限

**令和5年1月31日(火)** 当日消印有効



## 5. お問い合わせ先

本支援金の申請等に関してご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

大洲市役所商工産業課 運送事業者等燃油高騰対策支援金担当係

TEL:0893-57-9992(直通) 受付時間:9時~17時(平日のみ)

## 6. その他

### (1)通知等

申請書類の内容を審査し、適正と認められるときは支給決定の通知書を、支給対象とならないと判断した場合は、不支給決定通知書を送付します。なお、必要に応じて、追加書類の提出や、確認の連絡をとることがあり、支給まで時間を要する場合があります。

### (2)支給決定の取り消し及び応援給付金の返還等

支援金の支給決定後、対象要件に該当しない事実や令和4年度愛媛県燃油高騰対策支援金の支給決定が取り消されたとき、虚偽、不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消すことがあります。この場合、申請者は、大洲市の指定する期日までに、支援金を返金してください。なお、取り消しの事由が不正受給である場合は、事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

### (3)検査・報告等

本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大洲市は対象事業者の取り組みについて検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

### (4)個人情報の取り扱い

申請書類に記載された情報は、本支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、誓約事項及び同意事項を除き、他の目的には使用しません。

### (5)警察本部への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、必要に応じて警察本部へ照会を行います。

申請書記入例・添付書類

1. 申請書記入例

○法人の場合

本社の所在地、法人名、代表者の役職及び氏名、担当者名、連絡先を記入

○個人事業主の場合

住所、名称(屋号・雅号)、氏名、担当者名、連絡先を記入

※ゴム印でも可

※担当者名と連絡先を記入しない場合は、代表者氏名の横に請求印を押印してください

令和4年 〇〇月 〇〇日

( 申請者 / 誓約及び同意者 )

住所(所在地) 大洲市大洲●●-●

法人名(屋号又は雅号) 株式会社 大洲商店

代表者役職・氏名 代表取締役 大洲 太郎

(担当者名 大洲 太郎 TEL 24-●●●● )

大洲市運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支給申請書

大洲市運送事業者等燃油価格高騰対策支援金の支給を受けたいので、大洲市運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支給要綱第4条の規定により、裏面の全項目に誓約及び同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

給付金申請額			●●●, ●●● 円
事業用 車両の台数	普通自動車	● 台	台数を確認し、金額を記入
	小型自動車	● 台	
	軽自動車	● 台	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(法人代表者又は個人事業主本人のもの) <input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査証の写し(台数分) <input checked="" type="checkbox"/> 市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を開始していることがわかる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 愛媛県トラック協会の該当給付金の支給決定通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 直近1期分の法人税確定申告書別表1の写し <input checked="" type="checkbox"/> 直近1年分の確定申告書第1表の写し(個人) <input checked="" type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座の通帳の写し		
	5ページからの書類一覧を参照し、添付漏れがないか確認してください		
振込先口座	金融機関名	●●	銀行 金庫 農協
	支店名	●●●	支店 店 所
	預金種別	普通	・ 当座
	口座番号	●●●●●●●●	
	フリガナ	オオズ タロウ	
	口座名義人	大洲 太郎	

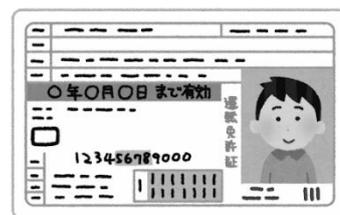
添付する「振込先口座の通帳の写し」の情報を記入

※この申請書は、大洲市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

## 2. 本人確認書類の写し

法人代表者又は個人事業主本人の本人確認書類の写し

➤本人確認に使用する公的な身分証明は、本人の顔写真が付いているもの1点を原則とします。ただし、顔写真付きの身分証明がない場合は、2点必要です。



### ●1点で良いもの 例

・運 転 免 許 証
・パ ス ポ ー ト
・写真付き住民基本台帳カード
・マイナンバーカード(通知カードは不可) ※裏面のマイナンバーはコピーしないでください
・写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)
・在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)

### ●2点必要なもの 例

Aから2点、又はAとBから1点ずつ

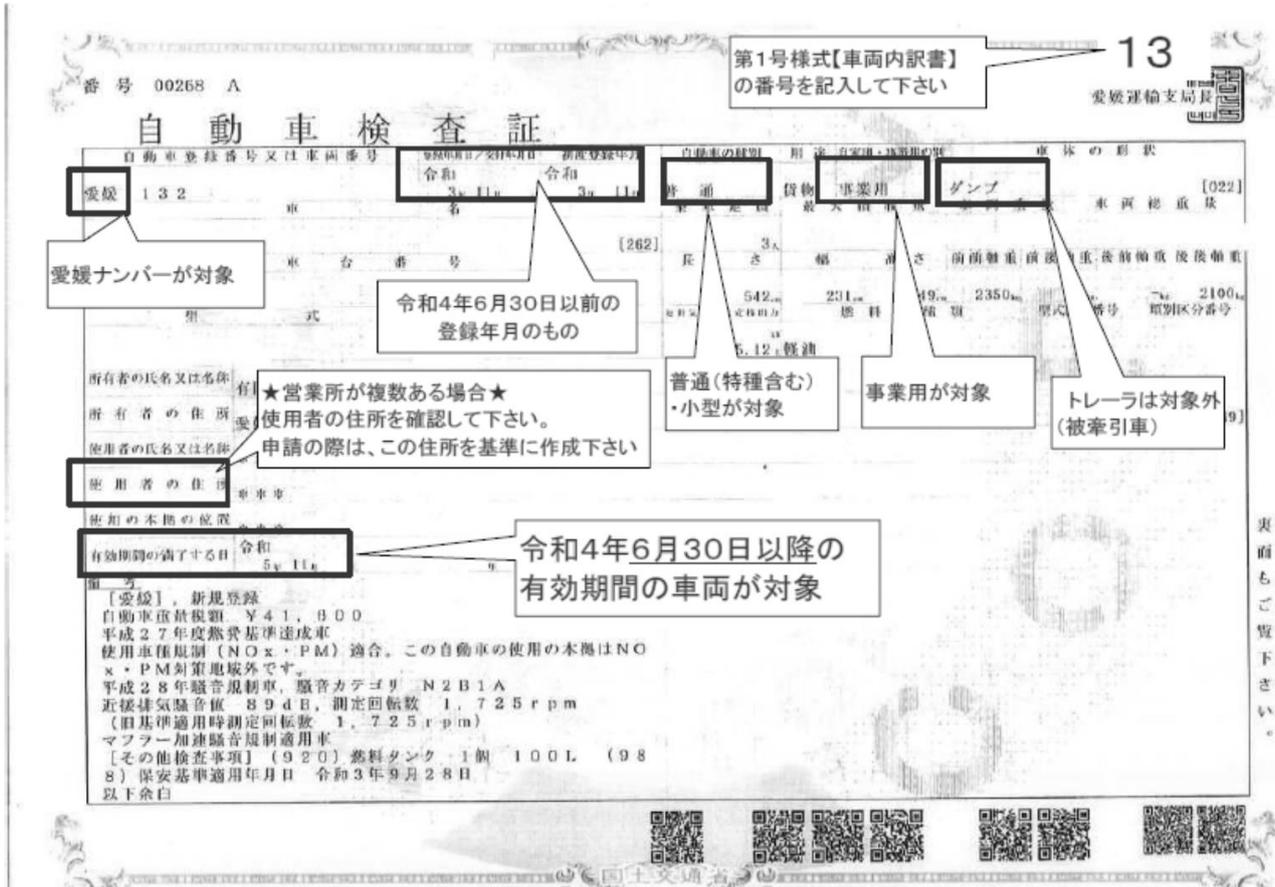
<b>A</b>	・健康保険被保険者証	<b>B</b>	・学生証、生徒手帳(写真付き)
	・国民健康保険被保険者証		・会社等の身分証明書(写真付き)
	・船員保険被保険者証		・公の機関が発行した資格証明書(写真付き)
	・介護保険被保険者証		公の機関とは・国、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関など
	・共 済 組 合 員 証		
	・後期高齢者医療被保険者証		
	・国民年金手帳(証書)		
	・厚生年金保険年金手帳(証書)		
	・船員保険年金手帳(証書)		
	・共 済 年 金 証 書		
	・恩 給 証 書		

### 3. 自動車検査証の写し

下記の事項に留意し、支給対象車両分の自動車検査証の写しを提出してください。

- 使用者の住所が市内
- 有効期限の満了する日が令和4年6月30日以降
- 業態が事業用

【参考：令和4年度愛媛県燃油価格高騰対策支援金で使用した自動車検査証の見本】



### 4. 市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を開始していることが分かる書類

(1)自動車運送事業の許可証等又は自動車運転代行業の認定書

	事業	必要書類
<input type="checkbox"/>	一般(特定)貨物自動車運送事業	国土交通大臣の許可証又は更新許可書の写し
<input type="checkbox"/>	貨物軽自動車運送業	国土交通大臣への経営届出書又は経営変更等届出書の写し
<input type="checkbox"/>	自動車代行運転業	愛媛県公安委員会からの認定書の写し

(2)上記書類で市内での営業が確認できない場合

- 市内に支店、営業所がある場合  
会社ホームページ等で公開している営業所一覧などを追加で提出してください。
- 市内に本社、主たる事業所がある場合  
別の添付書類「確定申告書」(11ページ)で確認します。

## 5. 愛媛県トラック協会の該当給付金の支給決定通知書等の写し

- (1) 一般社団法人愛媛県トラック協会が実施する「令和4年度愛媛県燃油価格高騰対策支援金」の支給決定通知書等の写し

□ **令和4年度愛媛県燃油高騰対策支援金給付決定通知**

普通車：52千円/台  
小型車：25千円/台  
※協会未加入事業者は  
それぞれ10千円減額

- (2) 上記の書類を紛失した場合

支給決定状況が確認できる通帳などの写しを添付

➤通帳の場合は、通帳の①おもて面(表紙)と、②取引明細のうち該当給付金が振り込まれたページの写しを添付してください。

※該当給付金の振込が記載された行以外はマスキングして構いません。

## 6. 直近1期分の法人税確定申告書別表1の写し(法人)又は直近1期分の確定申告書第1表の写し(個人)

申請者名義の書類

➤法人の場合・直近1期分の法人税確定申告書別表1の写し

➤個人の場合・直近1期分の確定申告書第1表の写し

## 7. 支援金の振込先口座の通帳の写し

申請者名義の「預金通帳」おもて面と1枚開いたページの写し

➤金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義の情報が確認できるもの。

➤インターネットバンキングの場合は、上記の情報を確認できるサイトページ画面の写し。

通帳のおもて面(表紙)



通帳を開いた1・2ページ目

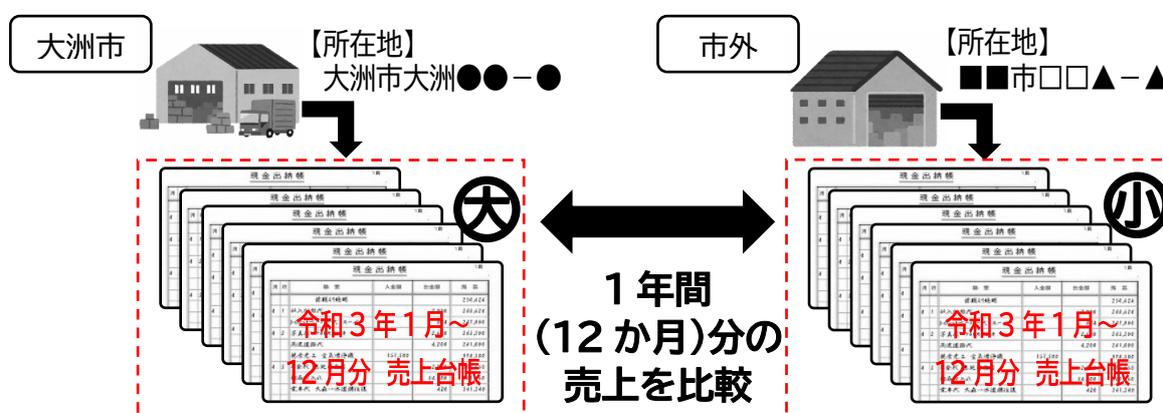


## 8. 事業所等の単位で整理した売上台帳等の写し

※市内と市外に事業所(店舗)を有し、市内の事業所等を主たる事業所等とする場合に必要

確定申告の基礎となる「売上台帳」「帳面」等の写しで、事業所(店舗)単位で1年間(12か月)分の売上を比較したときに、市内の事業所(店舗)の売上が1番大きいことが分かるもの

- 台帳は、手書き又はパソコン等から出力されたもののいずれでも構いませんが、明確に対象事業所(店舗)・期間の状況が分かるものにしてください。
- 比較期間は、最近1年間(12か月)分のほか、個人事業主は直近の申告年分(令和3年分)、法人は直近の決算期分でも構いません。
- 事業所(店舗)の所在地も記入してください。



### ◆申請期限

**令和5年1月31日(火)** 当日消印有効

### ◆お問い合わせ先

本支援金の申請等に関してご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

大洲市役所商工産業課 運送事業者等燃油高騰対策支援金担当係

TEL:0893-57-9992(直通)

受付時間:9時00分~17時00分(平日のみの対応となります。)